

宮城県後期高齢者医療広域連合公告第2号

平成31年1月18日付宮城県後期高齢者医療広域連合公告第1号で公表した定期監査結果報告について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき広域連合長から措置の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表します。

平成31年2月18日

宮城県後期高齢者医療広域連合監査委員 及川 宜成
宮城県後期高齢者医療広域連合監査委員 長田 忠広

監査結果に係る措置通知書

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p>後期高齢者医療事務に関する事項</p> <p>被保険者の異動情報に係る不適切な処理により、誤った資格認定に基づき保険料及び保険給付額の算定がなされているものがあつた。</p> <p>今後、再発防止策を講じられ、適正な事務処理を徹底されたい。</p>	<p>市町村から送信された異動情報の確認修正作業の徹底を図るため、市町村に対し、注意喚起の通知をするとともに、担当者説明会を実施した。</p> <p>また、1週間分の変更者リストを市町村に送付し確認依頼することにより二重の確認をすることとした。</p> <p>今後は、作業についてマニュアルに追記するとともに、毎年の市町村担当者会議において、周知、徹底を図っていく。</p> <p>併せて、標準システムに合わせたデータ送信となるよう随時市町村と協議を進めるとともに、標準システムの仕様を変更することも今後検討する。</p>